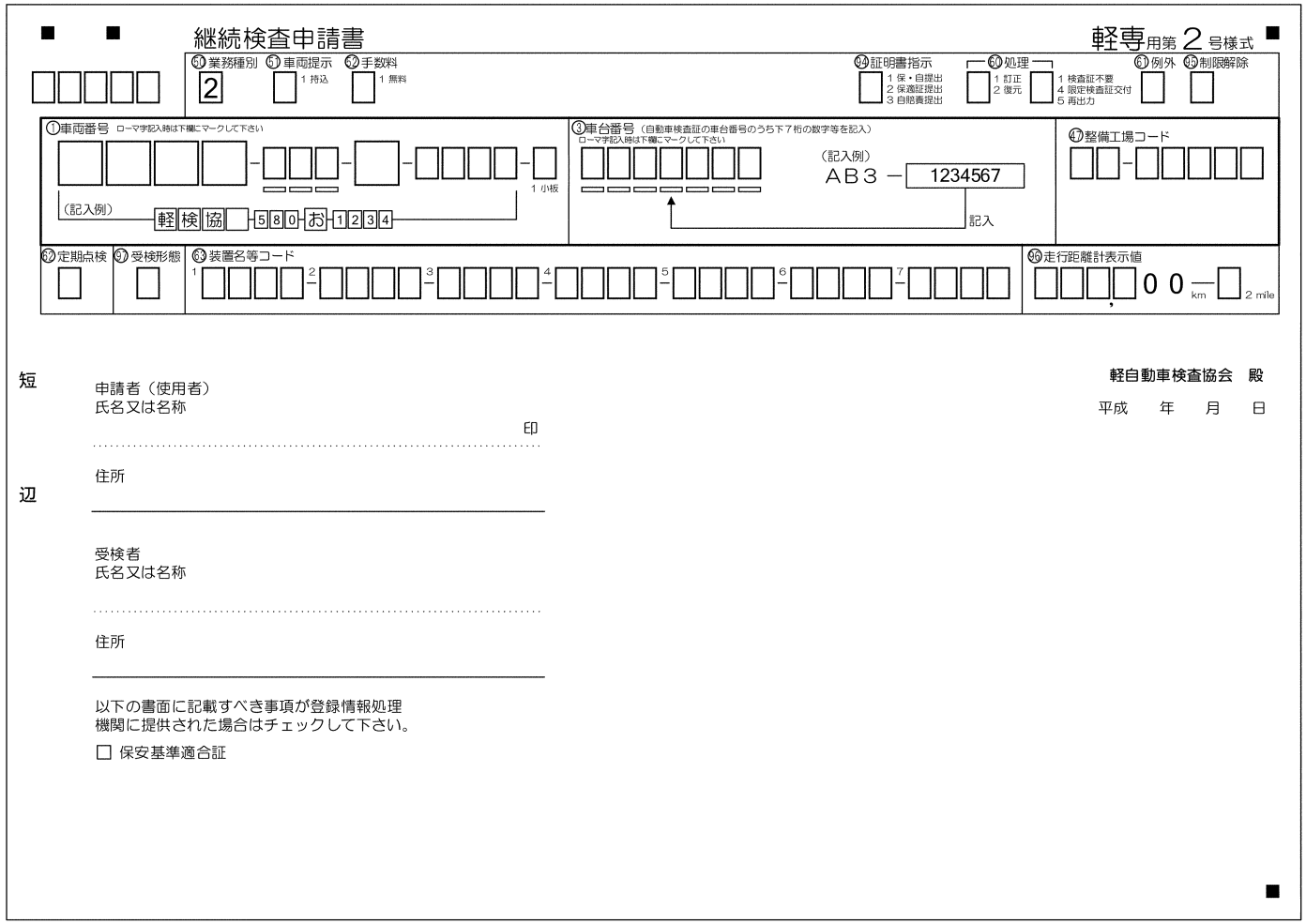
軽専用第二号様式〔継続検査申請書〕（第三条関係）



長　　辺　　（日本工業規格A列4番）

備考　使用者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月四日から施行する。ただし、第二号様式の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令軽第一号様式から軽第六号様式までの様式並びに軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式による申請書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。